

(別途1)

事業者・加盟店登録要件

1 本事業に参加できる事業者は、次の各号に該当しなければならない。

(1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に定める「飲食店営業」又は食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第2号に定める「喫茶店営業」を営む事業者で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の都道府県知事の許可を受けている事業者

(2) 松山市内の店舗であること。

(3) 主として客の注文に応じ、調理した飲食料品を供し、利用者を限定しないこと。

(4) 本事業の利用期間を通して取扱店舗として参加できること(ただし、定休日は除く)。

(5) 厚生労働省作成『「新しい生活様式」の実践例』(例:「手洗い、咳エチケット、換気等の感染防止対策」「3つの密」の回避等)に対応し、感染防止対策に取り組むこと。

(6) 実行団体が求めた場合に営業許可証、確定申告の写し等の営業の実態を確認できる書面を提出できること。

(7) 松山市が所管する補助金交付等の停止及び契約にかかる指名停止措置を受けていないこと。

(8) 関連諸法令に違反し、若しくはそのおそれがなく、また、第三者からこれらの指摘を受けていないこと。

(9) 提出した申請や報告の情報が、事前告知を行わず、実行団体から公表される場合(統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む)があることに同意できること。

(10) 法令や同意した規定等を遵守していない取引が混在する業者でないこと。

(11) キャッシュレス還元事業及びプレミアム付飲食券事業の対象とならない取引がある場合、キャッシュレス還元事業及びプレミアム付飲食券事業の対象となる取引と分けて決済できること。

(12) 実行団体が求めた場合には、要件を満たしていることを証明できる証憑を実行委員会準備室に提出できること。

(13) 本事業に関する内容等について、実行団体からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

2 事業実施期間に限って、事業内容を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、事業内容等を変更していると認められた場合は、申請時点にさかのぼって本事業の登録の対象外とする。